



高根沢町公告第3号

入札公告

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7（2025）年3月3日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象物件

物件 番号	土地の所在	地目	地積	予定価格 (最低売却価格)	備考
4001	宝積寺一丁目7番3	宅地	247.20㎡	6,800,000円	
4002	宝積寺二丁目12番7	宅地	156.94㎡	4,050,000円	

2 入札に参加できる者の条件

次のいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号の規定に該当する行為から3年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

3 入札日程等

現地見学	参加申込：令和7（2025）年3月11日（火）16：00まで 申込方法：電話による 見学日時：4001 令和7（2025）年3月18日（火）10：00 現地集合 4002 令和7（2025）年3月18日（火）13：30 現地集合
参加申込 受付期間	令和7（2025）年3月25日（火）16：00まで 提出先：高根沢町総務課（契約係）
入札保証金の 納付	令和7（2025）年4月23日（水）まで 町が発行する納付書により一括納付
入札会	日時：令和7（2025）年4月24日（木）

	物件番号4001 10:00～ 物件番号4002 10:10～ 場所：高根沢町役場 特別会議室（第1庁舎2階）
売買契約締結	令和7（2025）年5月23日（金）までに売買契約締結
売買代金の納付	契約締結の日から60日以内に、町が発行する納付書により一括納付

4 入札参加資格の確認

暴力団及びその関係者等を排除するため、入札参加申込者の情報を警察に照会する。

入札参加資格の確認後、入札参加資格証と入札保証金の納入通知書を交付する。

5 落札者の決定

予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

6 保証金

（1）保証金の額

入 札 保 証 金	予定価格の100分の5以上（入札参加者全員）
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上（落札者のみ）

（2）落札者の入札保証金は、売買契約を締結する際、契約保証金の一部として充当することができる。

（3）落札者以外の入札保証金は、入札から約2週間後に、入札参加者が指定する口座に振り込むことにより返還する。

入札保証金及び契約保証金は、その預かり期間において利子を付さない。

落札者が契約期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は町に帰属する。

落札者が売買代金の納付期限までに納付書に記載された金額を納付しないときは、契約を解除することとし、契約保証金は町に帰属する。

7 入札の辞退

参加申込後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式任意）を提出すること。

8 入札に関する注意事項

（1）売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税当その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となる。

- (2) 入札は、地方自治法、同法施行令、高根沢町契約事務規則、高根沢町財産規則及び高根沢町普通財産売却事務処理要領の定めるところにより処理するものとする。

9 物件に関する注意事項

(1) 物件の品質に関する注意事項

- ア 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状のままで行うものとする。なお、物件調書と現状が異なる場合には、現状を優先する。
- イ 物件によっては、上下水道設備やガス設備等が敷設されているが、経年劣化による影響等については確認していない。町は、これらの設備の品質について保証せず、また、これら敷設設備の補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、一切対応しない。
- ウ 現状での引渡しのため、町から特段の説明がある場合を除き、フェンス等の工作物や存置してある構造物の撤去・改築、草木の除草・伐採等が必要な場合は、落札者の負担で実施すること。
- エ 物件及び隣接地の擁壁・塀・樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がある。越境物の移設・撤去等については、その費用負担も含め、町は一切対応しない。
- オ 物件の敷地内に電柱や道路標識、ゴミ置き場等がある場合は、現状での引渡しとなるため、移設・撤去の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等に問い合わせること。
- カ 埋設物調査は実施していないため、廃棄物（ガラ・碎石・切り株等）が存在している可能性がある。
- キ 物件調書に特段の記載がない限り、土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は実施していない。
- ク 新たな建物を建築したり、用途を変更したりする場合等は、建築基準法、文化財保護法及び県又は町の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、入札参加者の責任において関係機関に確認すること。

(2) 売買契約に関する注意事項

- ア 現状での引渡しのため、公有財産の数量、種類又は品質等に関する不適合があっても、町はその責任を負わない。
- イ 落札者は、物件の引渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の用に、また、物件の引渡しの日から10年間、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第6号に規定する暴力団員の住居その他これらに類するものの用に使用することはできない。
- ウ 町は、上記イの履行状況を確認するため、随時売買土地の使用状況等を実地調査し、又

は報告を求める場合がある。

エ 上記イに違反した場合及び上記ウの実地調査等を拒んだ場合には、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

10 担当課

(1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係

(TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

(2) 公売物件について

高根沢町総務課 管財係

(TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409 E-mail:kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp)